

湖沼の水質保全

湖沼水質保全特別措置法（平成17年度改正（平成18年4月1日施行））：流出水対策の制度、湖辺環境保護の制度を追加



流出水対策とは

農地・市街地等の非特定汚染源（面源）から流出して湖沼に流入する汚濁負荷の対策として、地区（流出水対策地区）を指定し、流出水対策推進計画を策定し、その対策を推進する制度。具体的な対策としては、農地における適正施肥、水管理の改善、市街地における道路清掃、雨水の地下浸透・貯留促進、植生による水質浄化等がある。

湖辺環境保護とは

水質の浄化機能を持つ植生を保護するために、都道府県知事が指定した湖辺環境保護地区において植物の採取等を行う場合に届出又は通知が義務づけられ、知事は必要に応じその行為に対して原状回復命令等を行うことができる。地区の指定は、湖沼の水質の改善に資する湿生植物、抽水植物、浮葉植物、沈水植物又は浮遊植物のうち、知事が選ぶ種が生育している地区について行う。